



平成27年10月29日

各 位

会社名	株式会社 銚子丸
代表者名	代表取締役社長 石田 満 (JASDAQ・コード3075)
問合せ先	管理部長 浅川 正則
電 話	043-350-1266

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による 自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、平成27年10月29日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、役職員のインセンティブ・プランとしてのストック・オプション等の導入や、M&Aやアライアンスへの活用等を視野に入れた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得の方法

本日 (平成27年10月29日) の終値 (最終特別気配を含む) 4,260円で、平成27年10月30日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

3. 取得の内容

- | | |
|----------------|----------------------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 200,000株 (上限とします。)
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 6.89%) |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 900,000,000円 (上限とします。) |
| (4) 取得結果の公表 | 平成27年10月30日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。 |

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付を行います。

(注 3) 当社は、代表取締役ファウンダーである堀地速男から、その保有する当社普通株式(237,440株)のうち、一部(38,000株)を、および堀地篤人氏から、その保有する当社株式(137,000株)の全てをもって本自社株式買付に応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

4. 支配株主その他施行規則で定める者との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式取得は、当社支配株主その他施行規則で定める者に該当する、代表取締役ファウンダー堀地速男および堀地篤人氏が売り手として参加することを予定しており、支配株主その他施行規則で定める者との取引等に該当します。当社が平成27年8月6日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では「当社と支配株主との間で取引が生じた場合には、一般取引条件と同様に適切な取引条件で行うことを基本方針とし、特に多額かつ重要な取引については事前に取締役会で十分に審議したうえで業務執行を行うことにより、少数株主の利益保護に努めております。」としております。そのため当社は、平成27年10月29日に取締役会を開催し、支配株主その他施行規則で定める者と利害関係のない取締役4名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役3名)が出席したうえで、本自己株式取得が、当社における資本効率の向上を図るとともに、役職員のインセンティブ・プランとしてのストック・オプション等の導入や、M&Aやアライアンスへの活用等を視野に入れた機動的な資本政策の遂行を可能とすることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、また監査役からの意見も踏まえた上で、出席取締役全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。よって、本自己株式取得は、かかる指針に適合していると判断いたします。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、前日の株価終値(最終特別気配を含む)にて本自己株式取得を行う予定です。本自己株式の取得に関して、代表取締役ファウンダー堀地速男、取締役会長堀地ヒロ子および常務取締役堀地元は、当社支配株主その他施行規則で定める者に該当することから、上記取締役会における審議及び決議には参加しておりません。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の通り、当社の独立役員である社外監査役の中嶋克久、守屋達雄両氏より、本自己株式の取得は、その目的、意思決定手続、取得方法等に鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を平成27年10月29日付けで取得しております。

よって、本自己株式の取得は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が取られていると判断いたします。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の独立役員である社外監査役の中嶋克久、守屋達雄両氏より取得した意見の概要は下記の通りです。

- ① 本自己株式取得は、取得時期・方法等に鑑み、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、当社の企業価値の向上に資するものであること。
- ② 当社支配株主その他施行規則で定める者に該当する3名の取締役(代表取締役ファウンダー堀地速男、取締役会長堀地ヒロ子および常務取締役堀地元)を除いた取締役のみで本自

己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議を実施することとしており、これにより当社取締役会の意思決定の公正性の確保、利益相反を回避するための措置がとられていること。

- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取引であるため、取引条件の公平性が担保されていること。
- ④ 以上を踏まえると、本自己株式取得は、その目的、意思決定手続、取得方法等に鑑み、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しており、公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は十分取られていることから、少数株主にとって不利益なものではないと判断されること。

5. 自己株式取得の背景

当社は、当社の支配株主その他施行規則で定める者である、当社代表取締役ファウンダー堀地速男より、その保有する当社株式の一部である 38,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.31%）、および堀地篤人氏より、その保有する当社株式の全部である 137,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.72%）、合計 175,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 6.03%）を売却したいとの意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社といたしましては、一定規模の当社株式が短期間で市場に流出することによる市場価格への影響、また当社における安定的な経営の確保等を考慮し、第三者による買い付けの可能性や当社が自己株式として買い受けることについての具体的な検討を行いました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社において、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法といたしましては、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付とし、透明性及び公平性を確保した上で、当社が自己株式として買い取るという形で対応することといたしました。当該支配株主その他施行規則で定める者である兩名以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から 200,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 6.89%）を買付予定数の上限としております。

取得した自己株式は、役職員のインセンティブ・プランとしてのストック・オプション等の導入や、M&Aやアライアンスへの活用等を視野に入れた機動的な資本政策に活用するとともに、適宜必要と判断される場合における消却の可能性を想定しております。

（ご参考）

平成 27 年 5 月 15 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	2,903,274 株
自己株式数	326 株

以 上